

千葉県動物公園飼育実習等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県動物公園（以下「動物公園」という。）での実習の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「実習」とは、次の項に掲げるものをいう。

- (1) 飼育実習 動物の飼育管理に関する実習
- (2) 学芸員実習 学芸員カリキュラムにおける博物館実習
- (3) 獣医実習 診療業務に関する実習
- (4) 特別実習 学生の卒業論文等のため実習、又は特別な研究目的による実習
- (5) 教職員実習 学校の教諭等資質向上のための実習
- (6) 職場体験実習 動物の飼育管理を通じて就労体験をする実習
- (7) 職場訪問 動物園の仕事についての学習、施設等の見学または動物についての学習
(実習の受け入れ)

第3条 動物公園での実習を願い出た者に対し、その目的が妥当と認められた場合、一定の条件下に於いて、これを許可する。また、受け入れ人数は各実習において、下記のとおり年間の上限定員数を定める。

- (1) 飼育実習 3名まで
- (2) 学芸員実習 3名まで
- (3) 獣医実習 3名まで
- (4) 特別実習 3名まで
- (5) 教職員実習 3名まで
- (6) 職場体験実習 20名まで（中学校・1校2名まで）
4名まで（高等学校・1校2名まで）
- (7) 職場訪問 10名程度まで

(実習資格)

第4条 各実習を希望する者（以下「実習生」という。）は次の各号いずれかに該当する者とする。

(1) 飼育実習

① 動物園関係者 動物園又は水族館等に勤務、あるいは採用が内定している者で当該園館長より公式の願出のあった者。（例外として、第3条の上限定員数に含まないものとする）

② 学生 大学及び専門学校等に在籍し、動物又は動物園に関係ある学科を専攻している者で当該学校の学長、学部長、主任教授等より公式の願出のあった者。ただし、実習が学科単位として認められることを条件とする。なお関係学科とは動物学、獣医学、博物館学、畜産学、水産学等をさす。

③ 研究者 学術研究の目的で実習を希望する者で、その研究が当園の事業目的に適合し、かつ本人の身元が確実で、その研究機関より公式な推薦のあった者。

(2) 学芸員実習

博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第5条及び第29条に則り、学芸員の資格を目指す者で、博物館実習の単位を取得する目的の者。

(3) 獣医実習

大学の獣医学部に所属する者のうち、4年次までの学科科目及び実習科目を満了した者で、当該大学の学長、学部長、主任教授等により公式の願出のあった者。実習が学科単位として認められることを条件とする。

(4) 特別実習

大学及び研究機関等に在籍し、学生の卒業論文等のため実習、又は特別な研究目的による実習を希望する者。

(5) 教職員実習

千葉県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学のいずれかの教職員で当該校長より公式の願出のあった者。

(6) 職場体験実習

千葉市内の中学校、高等学校の生徒で学校の授業の一環として就労体験を希望する者。

(7) 職場訪問

小学校、中学校、高等学校などの児童・生徒で学校の授業の一環として動物園の仕事について職員の話希望する者。

(実習期間)

第5条 実習期間については、次の各号の通りとする。

(1) 飼育実習

実習の期間は単位取得に必要な最低日数を下限とし、最大20日までとする。

(2) 学芸員実習

実習の期間は博物館法及び博物館法施行規則（昭和30年10月4日文部省令第24号）で定める博物館実習の単位取得に必要な最低日数を下限とし、最大20日までとする。

(3) 獣医実習

実習の期間は単位取得に必要な最低日数を下限とし、最大20日までとする。

(4) 特別実習

実習の期間は1カ年を限度として許可する。ただし、1カ年以上の研究が必要な場合は認められた1カ年の終了期日の1カ月前までに、各申請書を再度提出することにより、これを1カ年更新することができる。

(5) 教職員実習

実習の期間は教育委員会等で定められた研修の最低日数を下限とし、1週間までとする。

(6) 職場体験実習

実習の期間は1週間を限度として許可する。

(7) 職場訪問

訪問の時間は午後1時00分から午後2時00分までの1時間程度、ただし事情によっては、訪問時間の変更も出来る。

(申請の受付)

第6条 各実習の受付は毎年4月10日、午前9時00分から電話での受付を開始し仮予約を付ける。また、仮予約受付後は速やかに申請書を動物公園園長（以下「園長」という。）に申請し、許可を得ねばならない。

(申請書の受付期間)

第7条 申請書の受付期間は当該年度の2月末までとし、各実習の受付は先着順に上限定員数を満たした時点で締切とする。

(受付の制限)

第8条 職場体験実習の受け入れは、同じ学校の場合、2年連続の受け入れは不可とする。また、職場体験実習の希望日が重複した場合、先着順に3校までとする。

(実習の申請)

第9条 実習にあたり実習生は、千葉市動物公園実習等申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号から様式第7号のいずれか）に必要事項を記入し、園長に申請、許可を得ねばならない。

(実習の事前打ち合わせ)

第10条 実習にあたり実習生は実習の予定日1カ月前までに、動物公園に来園し、事前打合わせを受け、実習の注意事項及び各申請書類の説明を受けなければならない。なお、遠方の実習生で1カ月前までに事前打合わせを行うために来園することが困難な学生については、救済措置として実習日前日に事前打合わせを行うことを認める。（第2条（7）に該当する者は事前打ち合わせを免除する）

(実習生の協定)

第11条 事前打ち合わせを行った実習生は、千葉市動物公園飼育実習等に関する協定書（以下「協定書」という。）（様式第8号）2通を所属する学校に提出。当該学校は必要事項を記入し、校長もしくは学長の印鑑を押印した協定書2通を園長あてに申請、許可を得なければならない。（第2条（7）に該当する物は協定書の提出を免除する）

(実習の誓約)

第12条 事前打ち合わせを行った実習生は、誓約書(以下「誓約書」という。)(様式第9号)に必要事項を記入し、園長あてに申請、許可を得なければならない。(第2条(7)に該当する物は誓約書の提出を免除する)

(協定書・誓約書の提出期限)

第13条 協定書及び誓約書の提出期限は実習日前日までとする。

(実習生の指導)

第14条 実習生の指導は、その実習目的等により、当該担当職員が定め決裁にて園長の承認を得るものとする。

(実習の中止)

第15条 実習生は、職員の指示に従い、誠実に実習を受けなければならない。これに反した場合、実習に支障をきたすと判断された場合は、実習は打ち切られるものとする。また、園の事情によりやむを得ず中止する場合がある。

(通行許可証)

第16条 実習生は、園の発行する通行許可証を実習期間中貸与され、この許可証を持って園への通行を許可される。また、実習最終日に通行許可証を返却するものとする。(第2条(6)

(7)に該当する者を除く)

(実習生の権利、義務)

第17条 実習生は権利と義務については次の通りとする。

- (1) 実習生は、期間中実習生として指導を受ける他は何ら特権を有しない。
- (2) 実習生は、実習を受けた結果として何ら権利、特典を生じない。
- (3) 実習生は、実習中に知り得た公務に関する秘密を漏洩してはならない。
- (4) 実習生が、期間中に負傷疾病などの事故にあっても当園側に補償責任は一切生じない。
- (5) 実習中、実習生の故意又は重大な過失により当園に損害を与えた場合、本人又は依頼者の責任に於いて賠償する。その内容については、その都度園と協議の上決定する。

附則

この要綱は昭和63年3月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年5月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

千葉県動物公園 飼育実習申請書

年 月 日

(あて先) 千葉県動物公園長

教育機関名

代表者 職名

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

千葉県動物公園飼育実習等取扱要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実習を希望する学生等

学部・学科等	ふりがな 氏 名

2 飼育実習制度について

制度の有無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)
実習制度概要 (単位認定等) ※制度がない場合は学生等を推薦する理由を記載してください。	

3 担当者について

部署名			
担当者職・氏名			
教育機関 所在地	〒		
連絡先電話番号		担当者Eメール	

4 実習希望期間、実習目的

実習希望期間	月 日頃～ 月 日頃まで (実習期間は 20 日以内)
実習目的 (動物園で実習したい理由、実習において取り組みたいことなどお書きください。)	

千葉市動物公園 学芸員実習申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市動物公園長

教育機関名

代表者 職名

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

千葉市動物公園飼育実習等取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実習を希望する学生等

学部・学科等	ふりがな 氏名

2 学芸員実習制度について

制度の有無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)
実習制度概要(単位認定等) ※制度がない場合は学生等を推薦する理由を記載してください。	

3 担当者について

部署名			
担当者職・氏名			
教育機関 所在地	〒		
連絡先電話番号		担当者Eメール	

4 実習希望期間、実習目的

実習希望期間	月 日頃～ 月 日頃まで (実習期間は20日以内)
実習目的(動物園で実習したい理由、実習において取り組みたいことなどお書きください。)	

千葉市動物公園 獣医実習申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市動物公園長

教育機関名

代表者 職名

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

千葉市動物公園飼育実習等取扱綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実習を希望する学生等

学部・学科等	ふりがな 氏名

2 獣医実習制度について

制度の有無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)
実習制度概要(単位認定等) ※制度がない場合は学生等を推薦する理由を記載してください。	

3 担当者について

部署名			
担当者職・氏名			
教育機関 所在地	〒		
連絡先電話番号		担当者Eメール	

4 実習希望期間、実習目的

実習希望期間	月 日頃～ 月 日頃まで (実習期間は20日以内)
実習目的(動物園で実習したい理由、実習において取り組みたいことなどお書きください。)	

千葉市動物公園 特別実習申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市動物公園長

教育機関・研究機関名

代表者 職名

氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

千葉市動物公園飼育実習等取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実習を希望する学生等

学部・学科等	ふりがな 氏名

2 特別実習制度について

制度の有無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)
実習制度概要(単位認定等) ※制度がない場合は学生等を推薦する理由を記載してください。	

3 担当者について

部署名			
担当者職・氏名			
教育機関 所在地	〒		
連絡先電話番号		担当者Eメール	

4 実習希望期間、実習目的

実習希望期間	月 日頃～ 月 日頃まで (実習期間は1カ年以内)
実習目的(動物園で実習したい理由、実習において取り組みたいことなどお書きください。)	

千葉市動物公園 教職員実習申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市動物公園長

教育機関名

代表者 職名

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

千葉市動物公園飼育実習等取扱要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実習を希望する教職員

担当教科・学年等	ふりがな 氏 名

2 教職員実習制度について

制度の有無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)
実習制度概要 (研修名等)	

3 担当者について

部署名			
担当者職・氏名			
教育機関 所在地	〒		
連絡先電話番号		担当者Eメール	

4 実習希望期間、実習目的

実習希望期間	月 日頃～ 月 日頃まで (実習期間は 1 週間以内)
実習目的 (動物園で実習したい理由、実習において取り組みたいことなどお書きください。)	

千葉市動物公園 職場体験実習申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市動物公園長

学校名

校長名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

千葉市動物公園飼育実習等取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 目的

2 期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 () 計 日間

3 実習時間

4 対象生徒 年生 名

5 体験実習の内容

6 事前打合せ

7 その他

担当者
住所
電話
FAX

千葉県動物公園 職場訪問申請書

年 月 日

(あて先) 千葉県動物公園長

千葉県動物公園飼育実習等取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

学校名

校長名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

学校住所 (〒)	電話番号 ()
	F A X ()
担任 (担当) 教諭名	担任 (担当) 連絡先 固定電話 () 携帯電話 () e-mail
訪問日 年 月 日 () ※訪問の時間は業務の都合上、13:00~14:00をお願いします。 この時間帯が不可能な場合はご相談ください。	
訪問者名	
学年	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
10名以上の場合は別紙に記入し提出してください。	
訪問者内訳	名
訪問目的	
特記事項	

※ 記入は担当の教諭をお願いします。電話での事前の申し込みがない場合は受け付けません。

千葉市動物公園飼育実習等に関する協定書

千葉市動物公園（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり、乙の飼育実習等受入れに関する協定を締結する。

（実習生の受入れ）

第1条 甲は、乙に所属する学生等の職業意識の向上及び動物公園事業に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する別紙実習生名簿記載の学生等を実習生として受け入れるものとする。

（実習期間）

第2条 実習生が実習を行う期間は、甲が指定する。

（実習時間）

第3条 実習期間における1日の実習時間は、原則として午前8時30分から午後4時00分までとし、実習時間の途中で1時間の休憩時間を置くものとする。

（実習内容）

第4条 実習内容は、甲が作成したカリキュラムとする。

（実習生の身分）

第5条 実習生は、乙の学生等としての身分を有する。

（報酬及び費用弁償）

第6条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

（実習に専念する義務）

第7条 実習生は、千葉市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

（法令遵守義務）

第8条 実習生は、実習期間中は、千葉市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第9条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第10条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

2 実習生は、個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても甲の指示によることとする。

(2) 実習生は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

3 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に動物公園長の承認を得なければならない。

（実習中における事故の責任等）

第11条 乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 甲は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、乙及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、乙及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙

及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第12条 実習生は、前5条の規定を遵守するため、甲に対して誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第13条 甲は、実習生が前6条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。

(実習の証明)

第14条 甲は、乙が実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

(その他)

第16条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲

㊟

乙

㊟

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 千葉市動物公園長

教育機関名

住 所

氏 名

私は、千葉市動物公園において飼育実習等を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 千葉市職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念します。
- 2 実習期間中は、千葉市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守します。
- 3 千葉市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行いません。
- 4 実習上知り得た秘密を漏らすことはいたしません。また、個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守します。なお、実習終了後も同様といたします。
 - (1) この実習に関して知り得た個人情報を実習以外に使用し、又は第三者に引き渡すことはいたしません。また、個人情報を使用する場所についても千葉市の指示によることとします。
 - (2) 千葉市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために千葉市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製することはいたしません。
- 5 実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に千葉市動物公園長の承認を得ることとします。
- 6
 - (1) 実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入します。
 - (2) 実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応します。
 - (3) 故意又は過失により千葉市に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
 - (4) 第三者に与えた損害についても、責任の一切を負うこととします。
 - (5) 第三者に与えた損害等により、千葉市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、千葉市が被った損害の補填をします。